

## 今治市海事都市交流委員会会則

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、今治市海事都市交流委員会という。

(事務所)

第2条 この会事務所を今治市役所内に置く。

(目的)

第3条 この会は、次条に掲げる活動を行うことにより、今治市の海事都市構想に基づく事業(以下「事業」いう。)の推進を図り、もって本市の海事産業の活性化に努めることで、地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業の基本計画に関する事項
- (2) 事業の準備及び運営に関する事項
- (3) 事業の目的に賛同する関係機関・団体等の参加促進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるものほか、事業の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 この会は、原則として今治市内の海事産業及び海事関係の法人、団体及び個人でこの会の趣旨に賛同し加入するものを会員とする。

### 第2章 役 員 等

(役員の種別)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事(会長及び副会長を含む。)15人以内
- (4) 監事 2人

(役員選任)

第7条 理事及び監事は、総会の議決により会員(当該会員が法人その他の団体等であるものについては、当該団体等の役職員)のうちから選任する。

2 会長は、理事会の議決による。

3 副会長は、理事会の議決による。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、総会の決議に基づいてこの会の運営に関する事項を決定する。

4 監事は、事業の執行状況及び会計を監査し、必要があるときは、理事に対し意見を述べる。

(名誉会長等)

第9条 この会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に参加することはできない。

(代議員の選任)

第10条 代議員は、海事産業各部門(造船部門・海運部門・舶用工業部門)及び行政教育部門から若干名ずつ選出する。

2 代議員の選任は、各部門内の会員の互選による。

3 代議員の欠員が生じた場合は、必要に応じて欠員を補充する。

4 代議員が法人その他の団体等である場合は、当該団体等はその役職員のうちから代議員の職務を行う者を定め、会長に届け出なければならない。代議員である法人その他の団体が、代議員の職務を行う者を変更したときも、同様とする。

(役員及び代議員の任期等)

第11条 役員及び代議員の任期は、就任の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結のときまでとする。

2 補欠又は増員により選任された役員及び代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員及び代議員は、辞任した場合又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

### 第3章 会議

(会議の種類及び構成)

第12条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、代議員をもって構成する。

3 理事会は、理事をもって構成する。

(総会の開催時期等)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回事業年度終了後2月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(総会の権能)

第14条 総会は、この会則に別段の定めのあるものほか、次の事項を審議し、決定する。

(1) 每事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(2) 每事業年度の事業報告及び収支決算の承認

(3) 会則の変更に関する事項。

(4) 交流委員会の解散に関する事項。

(5) 財産の処分に関する事項。

(6) その他交流委員会の運営の重要な事項に関する事項。

(総会の招集及び議長)

第15条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

(総会の定足数及び議決)

第16条 総会は、この会則に別段の定めのあるものほか、過半数の代議員が出席しなければ、開催することができない。

2 総会の議事は、この会則に別段の定めがあるものを除くほか、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面等による議決権の行使等)

第17条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項に限り書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、定足数の計算については、出席したものとみなす。

(理事会の権能)

第18条 理事会は、次に係る事項を審議し、決定する。

(1) 事業の準備、開催、運営等事業の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他この会の運営に関する事項

(理事会の招集及び議長)

第19条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

(理事会の定足数及び議決)

第20条 理事会は、過半数の委員が出席しなければ、開催することができない。

2 理事会の議事は、この会則に別段の定めがあるものを除くほか、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(監事の出席義務)

第21条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

## 第4章 部会の設置

(部会の設置)

第22条 この会に、造船部会、海運部会、舶用工業部会、金融部会を置く。

2 各部会の委員(以下「部会委員」という。)の数は、30人以内とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 部会委員は、会員のうちから選任するものとし、法人その他の団体等であるものについては、当該団体等の代表者を部会委員として会長が委嘱する。

(任務)

第23条 各部会は、理事会より指示のあった事項について、各部門の業種ごとの専門的な見地から、次の各号に掲げる部門ごとに当該各号に定める事項を検討審議する。

(1) 造船部会 造船業に係る事業の実施計画案の策定及びその実施に関する事。

(2) 海運部会 海運業に係る事業の実施計画案の策定及びその実施に関する事。

(3) 舶用工業部会 舶用工業に係る事業の実施計画案の策定及びその実施に関する事。

(4) 金融部会 金融・保険業に係る事業の実施計画案の策定及びその実施に関する事。

(部会長等)

第24条 各部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、部会委員の中から互選する。

- 3 副部会長は、部会委員の中から互選する。
- 4 部会長は、各部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。  
(会議)

第25条 各部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 各部会は、部会長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。  
(委任)

第26条 前4条に定めるもののほか、各部会長の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第5章 ワークショップの設置

(ワークショップの設置)

- 第27条 この会に、ワークショップ(以下「WS」という)を置く。
- 2 WSの委員の数は、30人以内とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。
  - 3 WSの委員は、会員(当該会員が法人その他の団体等であるものについては、関当該団体等の役職員)のうちから、会長が委嘱する。
- (任務)

第28条 WSは、理事会が決定した事業を円滑にかつ効果的に実施するため、調査検討の上実行する。

(座長等)

- 第29条 WSに、座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、WS委員の中から互選する。
  - 3 副座長は、WS委員の中から互選する。
  - 4 座長は、WSを代表し、会務を総理する。
  - 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (会議)

第30条 WSの会議は、座長が招集し、議長となる。

- 2 WSは、座長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。  
(委任)

第31条 前4条に定めるもののほか、WSの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 事務局

(事務局)

- 第32条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 会計

(経費)

- 第33条 この会に係る経費は、次に掲げる収入をもって充てる。
- (1) 今治市負担金
  - (2) その他の収入
- 2 前項の規定にかかわらず、各会員は事業の執行に必要な費用をそれぞれの負担において支出する。

(会計年度)

第34条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(予算)

第35条 予算は、毎会計年度開始前に会長が定め、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(決算報告)

第36条 決算は、会計年度終了後、事業報告書とともに監事の承認を経て総会に報告しなければならない。

## 第8章 会則の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この会則は、総会で出席代議員の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

(解散)

第38条 この会の解散は、総会で出席代議員の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

(残余財産)

第39条 この会の解散の場合の残余財産は、総会で出席代議員の3分の2以上の同意を得て、この会と類似の目的を有する公益事業を行う団体又は今治市に寄附する。

## 第9章 補 則

(補則)

第40条 この会則に定めるもののほか、交流委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(附則)

1 この会則は、平成20年4月24日から施行する。

(設立当初の役員)

2 第7条の規定にかかわらず、この会の設立当初の役員は、別紙の設立当初役員名簿のとおりとする。